

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(別表第2)

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
農業、林業	耕種農業	0111	米作農業		
		0112	米作以外の穀作農業		
		0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）		
		0114	果樹作農業		
		0115	花き作農業		
		0116	工芸農作物農業		
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		
		0119	その他の耕種農業		
		畜産農業	0121	酪農業	
	0122		肉用牛生産業		
	0123		養豚業		
	0124		養鶏業		
	0125		畜産類似業		
	0126		養蚕農業		
	0129		その他の畜産農業		
	農業サービス業（園芸サービス業を除く）		0131	穀作サービス業	
			0132	野菜作・果樹作サービス業	
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
		0134	畜産サービス業（獣医業を除く）		
	園芸サービス業	0141	園芸サービス業		
	育林業	0211	育林業		
	素材生産業	0221	素材生産業		
	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	0231	製薪炭業		
0239		その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要		
		番号	項 目 名			
漁業	林業サービス業	0241	育林サービス業			
		0242	素材生産サービス業			
		0243	山林種苗生産サービス業			
		0249	その他の林業サービス業			
		その他の林業	0299	その他の林業		
	海面漁業	0311	底びき網漁業			
		0312	まき網漁業			
		0313	刺網漁業			
		0314	釣・はえ縄漁業			
		0315	定置網漁業			
		0316	地びき網・船びき網漁業			
		0317	採貝・採藻業			
		0318	捕鯨業			
		0319	その他の海面漁業			
			内水面漁業	0321	内水面漁業	
		海面養殖業	0411	魚類養殖業		
			0412	貝類養殖業		
			0413	藻類養殖業		
	0414		真珠養殖業			
	0415		種苗養殖業			
0419	その他の海面養殖業					
	内水面養殖業		0421	内水面養殖業		
鉱業、採石業、砂利採取業	原油・天然ガス鉱業	0531	原油鉱業			
		0532	天然ガス鉱業			
製造業	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る		
	医薬品製造業	1653	生物学的製剤製造業			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	その他の化学工業	1694	ゼラチン・接着剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業に限る
	石油精製業	1711	石油精製業	
	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	ただし、石油製品製造業に限る
	舗装材料製造業	1741	舗装材料製造業	
	その他の石油製品・石炭製品製造業	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業	
	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	1921	ゴム製履物・同附属品製造業	
		1922	プラスチック製履物・同附属品製造業	
	なめし革製造業	2011	なめし革製造業	
	工業用革製品製造業（手袋を除く）	2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
	革製履物用材料・同附属品製造業	2031	革製履物用材料・同附属品製造業	
	革製履物製造業	2041	革製履物製造業	
	革製手袋製造業	2051	革製手袋製造業	
	かばん製造業	2061	かばん製造業	
	袋物製造業	2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）	
		2072	ハンドバッグ製造業	
	毛皮製造業	2081	毛皮製造業	
	その他のなめし革製品製造業	2099	その他のなめし革製品製造業	
	電子デバイス製造業	2814	集積回路製造業	
	記録メディア製造業	2831	半導体メモリメディア製造業	
		2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
	電子回路製造業	2842	電子回路実装基板製造業	
	通信機械器具・同関連機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	
		3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	
		3013	無線通信機械器具製造業	
	電子計算機・同附属装置製造業	3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	
		3032	パーソナルコンピュータ製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
電気・ガス・熱供給・水道業	がん具・運動用具製造業	3033	外部記憶装置製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る	
		3253	運動用具製造業		
		3300	主として管理事務を行う本社等		
	管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）	3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
		電気業	3311		発電所
		3312	変電所		
	管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）	3400	主として管理事務を行う本社等		
		3409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	ガス業	3411	ガス製造工場		
		3412	ガス供給所		
	熱供給業	3511	熱供給業		
	上水道業	3611	上水道業		
	情報通信業	固定電気通信業	3711		地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
			3712		長距離電気通信業
			3713		有線放送電話業
			3719		その他の固定電気通信業
			移動電気通信業		3721
		公共放送業（有線放送業を除く）	3811		公共放送業（有線放送業を除く）
		民間放送業（有線放送業を除く）	3821		テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）
3822			ラジオ放送業（衛星放送業を除く）		
3823			衛星放送業		
		3829	その他の民間放送業		
有線放送業		3831	有線テレビジョン放送業		
		3832	有線ラジオ放送業		
ソフトウェア業		3911	受託開発ソフトウェア業		
	3912	組込みソフトウェア業			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
運輸業、郵便業	情報処理・提供サービス業	3913	パッケージソフトウェア業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る ※2	
		3921	情報処理サービス業		
		インターネット附随サービス業	4011		ポータルサイト・サーバ運営業
			4012		アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
			4013		インターネット利用サポート業
	鉄道業	4211	普通鉄道業		
		4212	軌道業		
		4213	地下鉄道業		
		4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）		
		4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）		
		4216	鋼索鉄道業		
		4217	索道業		
		4219	その他の鉄道業		
		一般乗合旅客自動車運送業	4311	一般乗合旅客自動車運送業	
		沿海海運業	4521	沿海旅客海運業	
	4522		沿海貨物海運業		
	内陸水運業	4531	港湾旅客海運業		
		4532	河川水運業		
		4533	湖沼水運業		
	船舶貸渡業	4542	内航船舶貸渡業		
	航空運送業	4611	航空運送業		
	航空機使用業（航空運送業を除く）	4621	航空機使用業（航空運送業を除く）		
	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	ただし、石油備蓄業に係るものに限る	
	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業		
	運輸施設提供業	4851	鉄道施設提供業		
	卸売業、小売業	石油・鉱物卸売業	5331	石油卸売業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
金融業、保険業	燃料小売業	6051	ガソリンスタンド	ただし、石油に係るものに限る
		6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	
	中央銀行	6211	中央銀行	
	農林水産金融業	6324	農業協同組合	
		6325	漁業協同組合、水産加工業協同組合	
複合サービス事業	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	8711	農業協同組合（他に分類されないもの）	
		8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）	
		8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）	
		8714	森林組合（他に分類されないもの）	
サービス業（他に分類されないもの）	警備業	9231	警備業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業に係るものに限る
	他に分類されない事業サービス業	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	

※1 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。